
令和2年度沖縄県行財政改革懇話会

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い従来の会議を書面会議へと変更し、議題等について各委員からの質疑・意見について、回答を行った。

議 題：

「沖縄県行政運営プログラム」に係る令和元年度実績及び令和2年度実施計画について

質疑・意見提出者：

〔沖縄県行財政改革懇話会委員〕

佐藤 学 委員（会長）	大城 郁寛 委員（会長代理）
照屋 兼一 委員	三刀屋 淳 委員
平良 珠代 委員	小林 文彦 委員
富原 加奈子 委員	石原地 江 委員
大城 勉 委員	東盛 政行 委員
高宮城 克 委員	安里 哲好 委員
平良 斗星 委員	川越 雄一郎 委員
下地 イツ子 委員	

計15名

回 答 者：事務局（沖縄県総務部行政管理課他関係課）

配布資料：

- ・沖縄県行政運営プログラム進捗管理表 令和2年7月
- ・新型コロナウイルス感染症対策関連取組一覧

【委員からの質疑・意見及び事務局からの回答】

※質疑・意見交換等については、実施項目ごとに構成しています。

○実施項目1「情報の伝わり方を重視した広報の確立」について

（小林文彦委員）

取組項目2「時代に即した広告媒体の充実・強化」について、YouTubeの「沖縄県公式チャンネル」で、新型コロナウイルスに関する知事コメントが即日配信されているのは評価したい。質疑応答まで配信されており、翌朝の新聞を待たずに知事の生の

声（考え方）が聴けるので非常に有意義である。

（事務局）

県では、定例記者会見等、知事が発表する県政情報について、広く県民等へ伝えるためYouTube公式チャンネルで配信しているところです。県民生活への影響が大きい重要な情報については即日配信に務め、さらに今年度(4/11)からは、知事会見について聴覚障害者へ向けて、手話通訳や字幕を付加した配信も実施しています。今後も、様々な広報媒体を活用し、県民等に対し適時適切に分かりやすく県政情報が届けられるよう取り組んでまいります。

（下地イツ子委員）

HPの利用者数は目標値を大きく超える実績値となり、進捗状況にある評価「順調」であると納得しました。各課と連携したソーシャルメディアの活用は現状のニーズに合った方策で今後も取り組み促進を期待しています。

（事務局）

県では、県民等が利用しやすいHPを目指し、県公式HPのアクセスのしやすさ、情報の得やすさ等について検証し、その結果について各課と共有し、見直しを行ってまいりました。併せて、時代に即した広報媒体の充実・強化にも取り組み、知事会見等のYouTube公式チャンネルでの配信、TwitterやLINEを活用した県政情報等の発信も実施しています。

（平良珠代委員）

日本の中でも特殊な環境（島嶼・米軍基地など）にある中、沖縄県はこの未曾有の危機に対して、現場を含めて冷静な判断を行っていたと感じた。大小の批判はあろうが誰も経験のない中、また沖縄という特殊な環境にある中、県は命を守ることを主眼として最適な判断をしていたと感じた。

新型コロナウイルス関連情報に関して、収集した情報の発信スピードは必要です。また、個人情報保護に注意しつつも感染経路情報や、保健所の運用状況、医療提供の情報など、専門の人材の配置が必要である。

（事務局）

新型コロナウイルスの情報については、庁内の新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部に担当職員を配置し、陽性者数及び検査件数等の最新情報を県ホームページにおいて毎日更新しております。また、毎日記者ブリーフィングを行い、感染症の予防等必要な情報を提供しております。

○実施項目2「行政データ活用の促進」について

（下地イツ子委員）

行政手続きのオンライン化により、県民の利便性向上に繋がるのは時間の効率化になりとてもいいと思います。進捗状況も順調とのこと。各課担当職員の皆さん頑張

ってください。

(事務局)

沖縄県といたしましては、手続きの簡素化による県民の利便性向上等をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する「新しい生活様式」の定着に向けた取り組みとして、引き続き行政手続のオンライン化を推進してまいります。

(平良斗星委員)

沖縄県の持っている統計・調査情報を県民が使いやすいフォーマットで提供してほしいです。一度印刷してスキャンしたデータをPDFにしているケースがまだ散見されます。これは、非常に使いにくくテキストのコピペすらできません。まずは、テキストが活用できるようにした上で、次に計算式の入った情報、さらにデータベース構造を持った統計情報というように使用できるフォーマットを展開していただくと、研究者やシンクタンクがこのデータを活用し、新たな課題解決につながるかもしれません。ぜひ、今後の見解を示していただければ幸いです。

(事務局)

沖縄県では、平成30年3月より県公式サイトにおいて、「沖縄県オープンデータカタログ」サイトを構築し、オープンデータの提供を進めております。

併せて、行政データ活用の意義や可能性について、職員向けの研修を実施するなど、オープンデータ化の取り組みを推進しております。

本サイト内の公開するデータについては、徐々に数は増えている一方、委員ご指摘のとおり、紙スキャンのPDFファイルとなっているデータが一部存在しております。

沖縄県といたしましては、まずは、「沖縄県オープンデータカタログ」サイトに掲載している統計的なデータを優先して、県民及び民間事業者が有効活用できる形式でデータ提供できるよう、データを保有している原課と調整してまいります。

○実施項目3「県財政情報の公表」について

(三刀屋淳委員)

令和2年3月に平成30年度決算「沖縄県の財務書類」(概要版)が公表されています。この資料は平成29年度から作成公表されており、平成30年度版では新たに4つの指標が追加され他団体との比較分析が行われるようになり、県民への情報提供の充実の観点からは取組の成果として評価して良いと考えます。

令和元年度の総務省の研究会報告書では、固定資産台帳および財務書類の作成・更新の着実な推進と資産管理や予算編成等における公会計情報の活用を期待するとされています。更に財務書類作成の早期化も検討課題として挙げられています。総務省の研究会や他団体の動向を参考にしながら、公会計情報の活用と県民への情報の更なる充実を期待します。

(事務局)

固定資産台帳および財務書類の作成更新の着実な推進に取組み、引き続き年度内での公表を行ってまいります。

また、公会計情報の活用と県民への情報の更なる充実のため、総務省の研究会や他団体の動向について情報収集してまいります。

(下地イツ子委員)

財政情報の公表ページのアクセス件数は若干、前年度を下回っているが引き続き今年度の伸びを期待したいです。

(事務局)

公表ページに掲載している「沖縄県の財務書類(概要版)」について、引き続き作成・公表を行うとともに、よりわかりやすい資料となるよう内容の充実を図ってまいります。

○実施項目4「公の施設のあり方見直し」について

(高宮城克委員)

[石嶺児童園について]

昨今は携帯電話、インターネット、SNS等の普及が進んでおり地域学生との格差が生じないように携帯電話の配布やPCの設置等は行き届いていますか。

PC等は施設に一台ではなく人数に応じて設置する必要があると思います。

また、PCは古くなると動作が遅くなったり使い勝手が悪くなるので一定期間で買い換え等も必要になると思います。

(事務局)

高校生については、全員に携帯電話を配布しています。

また、昨今のコロナ対策で、高等学校のリモート授業に対応するため、本年度7月から全ての寮のWi-Fi環境を整備したところであります。中学生以下については、各寮に設置している共有のPCやタブレットを活用して対応しております。

なお、PCの更新は必要に応じて、適宜、更新を行います。

○実施項目5「市町村への権限移譲の推進」について

(佐藤学会長)

取組項目2の活動指標が「2019年実施計画 担当者会議の開催年1回」に対し「実績担当者会議の開催年37回」また「2020年実施計画 担当者会議の開催年1回」とありますが、指標の捉え方が両者で食い違っていると思われます。対象全市町村との担当者会議回数が37回だったならば、この方を実施計画でも活動指標とすべきではないでしょうか。

取組の効果で、4市村で計40件の移譲があり、成果指標によれば、事務の移譲割合

は、移譲を受けた市町村の、全市町村数に対する比率となっています。また、但し書きで、法律で市町村が処理することになっているものも含む、とあります。この成果指標で、権限移譲の進捗状況を測れるのか、疑問です。

むしろ、移譲された件数を、移譲すべき/できる事業数で割った数値の方が、実状を見せられるのではないかと考えます。

また、移譲が進まない理由は何なのか、説明会・研修会・担当者会議の回数を増やせば克服できる問題なのか、という点について、過去の懇話会で、市町村関係者委員から、市町村に受け入れる体制・条件が整っていない中、移譲件数を指標とすることは問題である、との指摘があったと記憶していますが、現在の成果指標は、それを受けてのものでしょうか。

市町村への権限移譲を進めるには、何が必要なかが、県民に理解できるような進捗管理をお願いします。

(事 務 局)

①プログラム策定時においては、移譲後のアフターフォローが課題とされていたことから、活動指標として、マニュアル等の配付や、相談対応、情報提供等は、随時行っていくこと、担当者会議の開催については、少なくとも年に1回は実施していくことを位置づけております。

各所管課の積極的な取り組みもあり、令和元年度においては、合計で37回の開催に至っております。

しかしながら、計画値と実績値に乖離が生じており、分かりづらくなっていることから、2020年度実施計画における同回数を「前年度並」に改めます。

②数次にわたる行財政改革計画による取り組みにより、これまでに約7,000件の事務を市町村に移譲しており、取り組みの効果にある4市村40件については、本県で移譲対象としている事務全体の数値となっております。

一方で、本プログラムの成果指標の設定にあたっては、権限移譲が進まない理由として市町村における人材確保や組織体制の整備等に課題があるとされていることから、積極的に移譲を進める事務として、小規模な町村においても既に実施している事務で、かつ多くの市町村(10以上)で移譲実績のある水道法、農地法等の4事務を重点移譲事務として位置づけ、これらの事務の移譲割合を成果指標としているところであります。(基準値 89/164)

また、「法律で市町村が処理することになっているものも含む」とあるのは、平成25年度の第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)により市が処理する事務とされた水道法、屋外広告物法に関する事務(23/164)であり、成果指標の基準値(H29)には、既に含まれているものを表しています。

③権限移譲にあたっては、市町村において技術職員などの人材の確保、組織体制の整備等が大きな課題となっているとともに、規模の小さい離島町村や行財政基盤の脆弱な市町村においては、市町村単独での実施が非効率な事務がある等の課題を抱えている状況にあります。

そのため、移譲対象としている事務全般を一律に推進するのではなく、積極的に移

譲をすすめる事務として、小規模な町村を含む10以上の市町村に移譲実績がある事務を重点移譲事務と位置づけ、取り組みを推進しているところです。

④いただいたご意見につきましては、次期プログラムの策定時に、ご参考とさせていただきます。

○実施計画6「指定管理者制度の運用強化」について

(石原地江委員)

モニタリングマニュアルをもとに、モニタリングシートを用いて評価することで、これまで各々の異なる方法の報告が、アルファベット値で示され、各施設の取り組みの弱いポイントが具体的にどこなのかというチェックに大いに役立っていると感じました。

(事務局)

各施設とも現状と課題が可視化され、今後の取組・改善に繋げることが容易になりました。

引き続き本取組を継続し、サービスの向上に繋がりたいと考えています。

○実施項目7「公社等外郭団体の健全な運営の確保」について

(東盛政行委員)

2019年度の取り組み実績について基準値が1,418件に対し実績値が566件、基準値からの改善幅▲850件で推進状況は「○順調」としているのはどのような主旨で順調としているのですか。

達成率からすると40%でどのような取り組みを行ったのか見えない。また、今後の方向性及び改善策について、内容が指導監督要領の統括監の責務の内容と一緒に具体的な改善策とはなっていないのではないかと。

(事務局)

成果指標（公社等外郭団体の見直しアクセス件数）は減少していますが、項目の目的である公社等の健全な運営の確保の点では、職員採用、組織改編等の指導や、県の支援内容の公表などの取組により、公社の適正かつ効率的な運営と県の行政施策の円滑な推進に資することができたと考えられることから、総合的に判断して推進状況を「順調」としています。

なお、成果指標のアクセス件数の向上に向け、ホームページにおける公表の仕方（課のトップページに掲示する等）を改善していきたいと考えております。

○実施項目8「特別会計事業の適正な運営」について

(三刀屋淳委員)

公営企業に該当する特別会計について、経営戦略の策定の対応状況についてご説明

ください。なお、経営計画については、策定だけで終わることなく、毎年度の進捗管理や計画と実績の乖離の検証、その結果を踏まえた定期的な見直しが求められますがその実施状況についても合わせてご説明ください。

(事務局)

〔中央卸売市場特別会計〕

現在、策定作業中です。

これまでに平成29年度に策定した「中央卸売市場経営展望」や令和元年度実施の「中央卸売市場機能に関するあり方調査事業」において、中央卸売市場の現状や将来像、今後20年間の取扱高の推移を見込むなど、「経営戦略」策定に活用可能な資料の調査・分析に取り組んできました。

これらを踏まえ、経営基盤の強化等を目的とした「経営戦略」については、今年度中の策定を目標に取り組んでいるところです。

〔中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計〕

経営戦略については、土地の売払状況及び貸付状況を踏まえて、令和2年度末までに策定する予定です。

経営計画については、毎年度、決算確定時等に、実績との整合を検証し、その結果を踏まえて、適宜、見直しを行う予定です。

〔国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計〕

令和2年度末までに経営戦略を策定するため、現在作成中です。

経営計画については、毎年度の決算確定時等に、実績との整合を検証し、その結果を踏まえて、適宜見直しを行う予定です。

〔駐車場事業特別会計〕

既に策定済みの事業の経営戦略を参考にす等、経営戦略の策定に向けて必要な情報収集を行うとともに、基礎数値を整理しているところです。

〔宜野湾港整備事業特別会計〕

〔中城湾港（新港地区）整備事業特別会計〕

〔中城湾港マリン・タウン特別会計〕

○経営戦略の策定・改定に関する対応状況

平成30年度に「沖縄県港湾整備事業経営戦略」を策定し、県HPで公表しています。

(平成31年3月)

令和元年度に投資・財政計画の修正等の改定を行っています。(令和2年3月)

○経営戦略の定期的な見直しの実施状況

沖縄県港湾整備事業経営戦略については、社会情勢の変化に対応していくため、毎年度の予算、決算の状況等を基に、投資・財政計画の見直しや、経営目標や事業の取組状況等についての進捗管理を行い、必要に応じて経営戦略の見直しを行っていくこととしています。

令和2年3月には、平成30年度決算額及び令和2年度予算額を基に投資・財政計画の修正等を行っております。

令和元年度決算の数字が固まったことから、今後、これを基に投資・財政計画の修正作業を行うこととしております。

今後も、PDCAサイクルによる定期的な見直しを行うことで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指していきます。

〔下水道事業特別会計〕

沖縄県流域下水道事業は、地方公営企業法の財務適用により、令和2年4月に公営企業会計（流域下水道事業会計）に移行しました。

移行直前の、令和2年3月に「沖縄県流域下水道事業経営戦略」を策定、現在ホームページにおいて公表しています。

同戦略では、経営理念を明確化、投資・財政計画（収支計画）、効率化・経営健全化のための取組方針を策定、その実現に向けた個別戦略（組織戦略、維持管理戦略、建設改良戦略、財務戦略）を定めています。

なお、事後検証や更新等を行うための組織として、経営戦略会議を設置、収支状況、各種課題への対応の進捗状況の確認等、経営全般を管理することとしています。今年度は、第1回会議を6月に開催しており、第2回会議を秋頃開催する予定です。

○実施項目9「契約事務の情報公開の推進」について

（照屋兼一委員）

「随意契約ガイドライン」とは、ネット上で公開されている「随意契約の適用基準（44類型）」と同一のものか。

同一ではない場合は、「随意契約ガイドライン」も、ネット上で公開されているか。

公開されていない場合は、その内容の簡単な説明、「随意契約の提供基準（44類型）」との違い、両者の関係について。

（事務局）

沖縄県随意契約ガイドラインは、契約事務の適正かつ円滑な運用を確保し、県民に対する情報公開を推進し、もって契約事務の透明性、信頼性を保持することを目的とした運用指針であり、随意契約全般の留意事項や公表の取扱い等を定めるほか、HPで公表している「随意契約の適用基準（44類型）」を適用するにあたっての留意事項や適用可能性がある事案を類型ごとに例示しております。

なお、随意契約の適否については、同例示事案に限定したり形式的に適用するものではなく、個々の契約条件等に即して適切に判断することとしており、同ガイドラインはその判断のための県庁内部向けの運用指針となっています。HPで公表しておりませんが、他県を含め求めがあれば随時提供しているところです。

(照屋兼一委員)

「随意契約ガイドライン」や、「随意契約の適用基準(44類型)」の定める基準を満たしていないのに、随意契約が締結されてしまっていたという事例が過去にあるか。

(事務局)

ガイドラインに反して随意契約が締結された場合、定期監査等で指摘がなされ、指摘を受けた契約担当課において要因を分析し、再発防止策を講じることになります。事例として、昨年度の定期監査において、「随意契約とした根拠が適切でなかった」との指摘が1件ありました。

(照屋兼一委員)

事例がある場合は、そのような基準を満たしていない随意契約が締結された理由について。

(事務局)

[概要]

3者の指名競争入札において2者が辞退したが、再度入札手続きを行わず、残る1者のみで指名競争入札を行った。入札不落となったことから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号(適用区分8②再度入札を実施したが、落札者がいない場合)により随意契約を締結しました。

[要因]

ガイドラインでは、「指名競争入札において、入札者が1者しかいない場合は、入札そのものが不調となることから、「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当しないため、再度入札手続きを行う必要がある」としており、2者が辞退した時点で再度入札手続きを行うべきであったが、その認識不足により、随意契約を行ったことです。

(照屋兼一委員)

基準を満たさず随意契約が締結されるという事態への再発防止のための対応策について。

(事務局)

契約担当課において、次の対応により、再発防止に努めています。

- ・所内会議においてガイドラインの規定を再確認し、注意喚起を行った。
- ・入札業務を行う際、事前に再度周知を図る。

総務部においては、随意契約ガイドラインを踏まえた契約事務の適正な執行について周知徹底を図っているところですが、今後は、不適正な事案の内容を全庁で情報共有するなど、さらなる再発防止に努めてまいります。

○実施項目10「組織の見直し及び定員の適正な管理」について

(佐藤学会長)

基準定員の維持を成果指標とするのは、理解できますが、正規の職員が不足しているという社会的懸念が高まっており、加えて2020年実施計画にあるように、新型コロナウイルス感染症対策という、新たな行政需要が発生しています。県として、十全な機能を果たすには、どれだけの定員が必要かを、改めて考える必要があるように考えます。

(事務局)

平成29年度に策定した沖縄県定員管理基本方針では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく自立型経済の構築等に向けた歩みを緩めることなく、新規事業への対応や執行率の向上など、旺盛な行政需要に応えるため、必要な定数を柔軟に配置することとする一方、行財政改革も引き続き行う必要があることから、総人件費に影響する「定員」を管理することとし、平成29年度の定員等を基に基準定員を定め、令和3年度まではこれを維持することとしています。

また、方針では、全国規模のイベント等の時限的または臨時的に発生した事務で、スクラップ・アンド・ビルドによる対応が不可能な分については、基準定員とは別枠で管理することとして柔軟な対応もできるようにしているところです。

新型コロナウイルス感染症については、現在、緊急的な措置として、臨時的任用職員（定員外）や会計年度任用職員等の配置により、関係部局の機能維持に必要な執行体制の強化を図って対応しておりますが、次年度以降については、今後の感染拡大の状況を踏まえつつ、前述した別枠での正職員配置も併せて検討し、引き続き必要な体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

今後必要な定員数については、令和3年度に令和4年度を始期とする新たな定員管理基本方針の策定を検討することとしており、その検討の中で議論していきたいと考えております。

○実施項目11「県立看護大学の効率的な運営」について

(佐藤学会長)

成果指標の「法人化検討作業の進捗率」の算定方法が分かりません。制度改編を最終目標とする事業の進捗状況を数値測定することが困難であるのは理解できますが、この%は、何の比率かの説明が必要です。おそらくは、素案項目数が分母なのでしょうが、そうならば、23%という数字はどう出てくるのか不明です。

(事務局)

法人化の作業は、平成30年度から令和3年度までの4年間で完了する予定であることから、各年度の進捗率を25%と設定しています。(100%÷4年=25%)

平成30年度の実施計画は法人化方針（組織、人事、財務制度など11項目）の策定でありました。

平成30年度において、財務制度以外の10項目については、総務部との協議が終了したことから、進捗率を約9割（ $10/11 \times 100 = 90.9$ ）とし、平成30年度の目標値に進捗率を乗じて得た数値（ $25\% \times 90.9 = 23\%$ ）を実績値として記載しています。

○実施項目12「県立芸術大学の効率的な運営」について

（佐藤学会長）

実施項目番号11と同様の意見ですが、委員会開催回数が活動指標になっています。一方、大学定款等の策定が終わったことが分かり、また、2020年実施計画への繋がりも明瞭で、県民にとり、進捗状況が理解できると思います

（事務局）

沖縄県立芸術大学法人化推進委員会や外部有識者からなる沖縄県公立大学法人評価委員会を開催し、中期目標案の審議を行うなど、2021年（令和3年）4月の公立大学法人移行に向けて作業を進めてまいります。

○実施項目13「業務プロセスの見直し」について

（石原地江委員）

どのような組織においてもメンバーの意識改革は、時間がかかるため継続的に行っていく必要があると考えます。目標にやや届かない数値ではありますが、長い目で取り組んでほしいです。

（事務局）

職員の業務改善に関する意識については、職員一人ひとりが、主体的に、小さなことでも実現可能な業務改善から取り組むよう、実際に業務改善に繋がった他自治体の取組事例、職員個々の取組事例を研修会で紹介するなど、工夫しながら取り組んでまいります。

○実施項目14「働き方改革と職場環境の整備」について

（川越雄一郎委員）

プログラムに記載のないことですが、コロナ渦で障害をお持ちの方々が仕事を失う事例が増えているようです。県職員に係る障害者雇用に関わる考え方がありましたら、教えてください。併せて、障害者雇用率を教えてください。

（事務局）

〔知事部局〕

令和2年6月1日時点の障害者雇用率については、現在鋭意算定中ですが、昨年度（2.13%）と同程度となる見通しです。

職員の採用については、平成31年度に実施した採用試験から、これまで身体障害に限っていた障害者雇用枠を知的障害、精神障害にも拡大しています。

また令和2年4月1日付けで作成した障害者活躍推進計画に基づき、本年度、全庁的な組織として障害者雇用推進チームを立ち上げることであり、障害者の就労環境の整備にも併せて取り組むことで早期の法定雇用率達成に努めます。

〔病院事業局〕

病院事業局における令和元年6月1日現在の障害者雇用率は0.66%で、法定雇用率2.5%を下回っている状況です。このため病院事業局では、障害者雇用率の向上を図るため令和2年度から職員採用試験（障害者枠）による職員採用を行っているほか、各所属で会計年度任用職員採用にあたって障害者枠を設けて採用に努める等障害者雇用促進に取り組んでいます。また、毎月行われる院長会議で各所属における障害者雇用の取組状況を共有し障害者雇用について理解促進に努めており、引き続き法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいります。

なお、令和2年度について現在精査中です。

〔教育庁〕

教育委員会の障害者雇用率は、昨年6月1日時点で、1.78%となっており、今年の雇用率は現在算定中です。

教職員の採用については、学校における教育活動や安全の確保、緊急時の対応等にも配慮しつつ、業務の切出しなど他県の事例も参考に、非常勤職員としての採用を含め検討を進めています。また教員候補者選考試験においては、障害者を対象とした特別選考を実施しており、引き続き法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいります。

〔県警本部〕

法定雇用率2.5%の採用を目標としています。

令和元年度は、障害者雇用の対象となる職員数474人に対し、障害者雇用者数は「16人」、雇用率は「3.38%」で法定雇用率を満たしています。

※令和2年度については精査中です。

（石原地江委員）

在宅型テレワーク等実施者目標を令和2年度の40人から、令和3年度は10倍の400人と記載されているが、計画に無理はないですか。

（事務局）

在宅型テレワークについては、新型コロナウイルス感染症対策として積極的に取り組んでいるところであり、令和2年4月20日から5月14日までの間に、県職員の約6割（3,234名）が在宅勤務を実施しております。今後も引き続き、新しい生活様式に則って在宅勤務を推進することとしており、令和3年度の目標値の400名は無理がないものと考えております。

(石原地江委員)

中小企業でもテレワーク実施を開始し、一部では効率が上がったというメリットもあるが、多くはコミュニケーションが取りにいたためストレスがたまる、家庭のネット環境やセキュリティー等の整備遅れ、子どもといる時間帯との調整で結果的に労働時間が増加したとのデメリットからオフィスワークへ戻した企業もある。新しい働き方のため、導入時は柔軟に推進し、特にリモートワークではコミュニケーションが希薄になるため、職員のメンタルヘルスにも注視しながら推進してほしいです。

(事務局)

ワーキングチーム会議において、ご意見のあるコミュニケーションの取り方やメンタルヘルスの管理も含め、在宅型テレワークの試行における課題等の整理を行ってまいります。

(石原地江委員)

女性職員の管理者への登用率が上昇し、本当に素晴らしいと思います。13%台となりましたが、管理職となった女性がこれまでの男性管理職同様に長時間労働を課され、家庭を犠牲にしているという不安や不満を抱えていないか懸念を持ちました。女性管理職にも仕事と私生活（家庭）を両立できる働く環境を確立しなければ、女性リーダーを増やし、多様性に富んだ良い組織作りには繋がらないと思いますので、管理職の女性たちの働き方改革に関するチェックの必要を感じます。

(事務局)

女性に限らず管理職員の時間外勤務についても改善が必要と考えております。

働き方改革の一環として、管理職層の仕事と家庭の両立にも取り組むことで、職員の昇任に対する懸念を払拭し、意欲ある職員が性別を問わず、管理職として活躍できる職場づくりを進めていきたいと考えています。

〔ご参考〕

県庁におきましては、平成29年度を働き方改革元年と位置づけ、仕事と私生活の両立ができる環境づくりに取り組んでおります。その取組の一つに一般職員を対象とした「働き方宣言書」として職員自らが休暇取得日数、残業時間などを計画、宣言することで、自己の働き方を見つめ直す機会を設けております。

(小林文彦委員)

取組項目2「時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進」について、「2020実施計画」には「2019実施計画+α」のことしか書かれておらず、現状のコロナ禍での職員の業務量増大への対策については一切触れられていない。

7月21日付の沖縄タイムスに『県職員の超勤2.7倍』という見出しの記事が載っているが、この事実に対して件は《根本的に》どのような対策を講じているのかご教示下さい。

「定時退庁を促し、県庁ライトダウン」をするよりも、負荷の高い職員の業務量を減らすことが喫緊の課題だと考える。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症対策により、現在、通常業務に加え新型コロナウイルス感染症への対応業務が加わり、職員の負担が増加状況となっています。新型コロナウイルス感染症対策は優先すべき業務であるため、臨時的任用職員や会計年度任用職員の採用、業務の委託化による対応を行い、さらに、通常業務のうち中止、縮小が可能な業務については、積極的に中止、縮小をすすめ、職員の負担が大きくなるよう努めております。

(大城勉委員)

時間外勤務の縮減については、豚熱(CFS)等の対応業務が大きく影響し、全体としては「やや遅れ」となっているが、疫病や今回のコロナウイルスの対応については、予見不可能な事案であり、食の問題や人の命にかかわることから、どうしても必然性、緊急性があり、又、対応が長期になる。

よってそのためには、業務対応が発生し時間外が多くなる。このような、予見不可能な突発性のある業務対応(時間外)については、実績又は評価から除外しての算定が必要ではないのか。(評価を工夫すること)

(事務局)

1日の勤務の中で、時間外に通常業務をどの程度行ったのか、突発的な業務をどの程度行ったのかについて、現状、区別して把握することは困難です。

突発的、緊急的な業務への対応で職員の負担が増加している状況にあるため、職員のワークライフバランスや健康保持の観点からも時間外勤務の縮減は必要であると考えておりますが、突発的な業務等に係る時間外勤務時間を実績から除外することについては、今後、慎重に検討していきたいと考えております。

(大城勉委員)

時間外勤務については、各々の所属部署において、計画に対する実績を四半期ごとに進捗管理を行い計画達成や未達成にかかわらず、しっかりとP・D・C・Aを回して、評価すること。又、部署ごとの時間外については、対前年比何割削減とかの具体的な数値の設定が必要ではないか。

(事務局)

労働基準法の改正等を踏まえ、令和2年4月1日から時間外勤務命令の上限時間を決めました。その上限時間を超えた職員がいる所属長については、上限時間を超えた理由や改善方法等を検証させることとしています。今後、具体的な削減目標等を設定するかについては、検討していきたいと考えております。

○実施項目15「職員の健康管理の充実・強化」について

(東盛政行委員)

取組の効果では、新健康管理システムの本格稼働による健診事業管理により、健診

受診や閲覧状況が正確に把握できるようになったとしているが、メンタルヘルス未然対策として「ストレスチェック」についても新システムに反映されているのかどうか。

(事務局)

ストレスチェックについても本年度より健康管理システム上で入力・結果の閲覧・産業医面接の申し出が可能になった。職員は受検後すぐに結果を閲覧し、希望がある場合は産業医面談の申請をすることができます。

また、職員健康管理センターにおいては、実施期間中のストレスチェックの受検勧奨、高ストレス者への産業医面談についての案内を一括で行うことが可能となっています。

ストレスチェック受検の利便性向上により、今年度の受検率は79.5%(令和2年8月24日現在)となっています。

(令和元年度73.3%、平成30年度67.5%)

○実施項目16「教育委員会における働き方改革と職場環境の整備」について

(東盛政行委員)

実施項目15との関連で、教職員に対してもメンタルヘルス対策内容について未然防止に向けた「ストレスチェック」を実施すべきではないか。

(事務局)

県教育委員会においては、平成28年度から職員本人のストレスの把握と職場環境等の改善を図るため、全ての県立学校においてストレスチェックを実施しています。

小中学校に関するストレスチェックは市町村教育委員会で実施することから、県教育委員会では、文書による通知を行うほか、市町村教育委員会の労働安全衛生担当者向けに研修会を開催し、ストレスチェックの実施に向けた助言を行っております。

(下地イツ子委員)

職員の適正配置については、計画的な採用数があっても教員数の不足が聞こえるのは採用されても休職される方、中途退職される方の人数が上回っているのですか。具体的な数字が見えないのでよくわかりません。

今年度はコロナ禍による様々な対応に追われ、昨年を上回る時間外勤務の増加が懸念されると思われます。これまで以上にメンタルヘルスケアの重要性を感じます。

(事務局)

教員の採用者数については、年度途中の退職者数等も踏まえて毎年見直しを行い決定しています。休職者、中途退職者数が採用者を上回っている現状はありません。

新型コロナウイルス感染症対策に係る業務については、一部の職員の業務が過重とならないよう、管理者を中心に学校全体で取り組むよう周知しております。

メンタルヘルスケアに関しては、学校の設置者である教育委員会で取組を行っております。県立学校の教職員については、長時間勤務者に対する医師面接指導体制を整備しているほか、保健師等による相談窓口を設け、職員や管理職からの電話やメール

等による相談を受け付けており、必要に応じて精神科医や臨床心理士へ相談できる体制を整えております。小中学校の教職員については、服務監督者である市町村教育委員会がメンタルヘルス対策を実施しております。

○実施項目17：「人事評価・研修等を活用した人材育成」について

(東 盛 政 行 委 員)

成果指標の「能力評価全体評語」について、目標値に対しての改善幅が▲1.6%であることに對し、評価結果をフィードバックする等により能力向上のための研修受講を促すとあるが、被評価者が納得のいく評価に基づき主体的に研修を受講しようとしているのか見えない。被評価者の評価に対する苦情対応についても評価内容を丁寧にフィードバックし、公正性・透明性の確保に基づく人材育成につなげるよう対応すべきでは。

(事 務 局)

人事評価は、①被評価者における目標の設定、②その目標に対する被評価者と評価者の面談、③日頃の業務を通じた評価者から被評価者への指導・助言の実施、④評価決定への被評価者と評価者の面談の流れを経て評価が決定されます。

面談や日頃の指導・助言といった評価の過程を通じて、職員自らの強み・弱みを把握することで、モチベーションの向上に繋がるほか、評価者と被評価者のコミュニケーションにより組織内の意識の共有が図られ、目標達成に向けて職員が積極的に行動することで、組織の活性化が図られるという効果があります。

また、人事評価では、予め評価基準を明示することにより、目標とする人材像が明確になります。そして、評価者研修を行うことで、評価者自身のマネジメント能力の醸成にも繋がります。

なお、被評価者からの苦情対応については、①被評価者が苦情相談員(各部主管課総務班長)に相談、②苦情相談員は評価者に評価経緯を確認、③苦情相談員は「②」の結果を被評価者に説明、④被評価者が「③」の説明に納得できない場合は、各部に設置する苦情処理委員会(委員長:部長)に苦情処理の申出を行い、⑤苦情処理委員会は被評価者、評価者に評価に係る事実を確認後、審理を行い、その結果を苦情審理結果通知書として実施権者(総務部長)に通知、⑥実施権者は苦情審理結果通知書を確認後、必要となる評価の補正を苦情処理結果通知書として被評価者、評価者に通知する手続きを整えております。

引き続き、公正な人事評価制度の実施に努めることで、沖縄県が抱える諸課題を解決できる人材を確保し、多様化する県民ニーズに対応してまいります。

○実施項目18「内部統制機能の強化」について

(照 屋 兼 一 委 員)

令和2年度から内部統制制度が実施されている。現在までの実施状況と問題点の有

無について簡単に報告していただきたい。

(事務局)

令和2年2月に沖縄県内部統制に関する方針の策定、及び知事を最高責任者とする沖縄県内部統制推進本部を設置するとともに、同年4月に各部局におけるリスクの識別及び対応策を整備したところです。

問題点としては、事務の適正な執行を確保するため整備した対応策等が、確実に実行されるよう、各部局における取り組みが必要と考えています。

○実施項目23「未収金の解消」について

(大城勉委員)

今後の方向性及び改善策として「適切な債権管理に努めていく」とあるが、特に法的措置に到る場合において、その債権者の現況が農を業としている者(離農は除く)については、農地の行政執行等、生産手段を阻む対応は考慮していただきたい。

(事務局)

県においては、全庁的に適切かつ効率的な債権管理に向けた取り組みを行うこととしており、農業改良資金においても、平成29年3月に「沖縄県農業改良資金債権管理マニュアル」を策定したところです。

マニュアルにおいては、財産調査等を行い、「債務者が無資力又はこれに近い状態」にある場合は、免除や履行延期の特約等が定められております。

県としましては、マニュアル等に沿って、適切な債権管理に努めてまいります。

(高宮城克委員)

未収金債権については、一部を除き順調ではあるが回収困難事例が多数あると思われるが、そのような案件については時効を待たずに不能回収処理を行った方が事務量や経費の削減になると思いがいででしょうか。

(例) 百万回収するのに百二十万の経費を使うとか。

(事務局)

明らかに回収が不能と認められる債権については、地方自治法の定める最少の経費で最大の効果を上げるという地方事務運営の基本原則を踏まえ、債権放棄の手続きを促進しているところであります。

○実施項目24「観光振興を目的とする新税の導入」について

(小林文彦委員)

「2021年までに新税を導入する」ことが目標なのに、2020年の活動指標が「関係業界との意見交換会を2回実施」することだけで十分なのか。

(平良珠代委員)

現状では、令和3年の導入は大変困難だと思われる。しかし、将来的に必要な制度

であることは確実なので、導入時期の判断には慎重を期し、計画を進めていただきたい。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症拡大により観光産業は多大な影響を受けており、導入検討を行っていた時期と比べ、全く異なる状況となっております。

導入にあたっては関係団体の理解を得ることが重要であります。特別徴収義務者となる業界団体から、税の導入について廃止を求める陳情の提出がある現状において理解を得ることは困難であると考えております。

令和2年度においては、業界団体との意見交換や関係部局等との調整を適宜行いつつ、導入の時期については沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握しながら検討してまいります。

(小林文彦委員)

前年同様、「総務部取組」と「文化観光スポーツ部取組」に分けた、詳細な「2020実施計画」をご教示下さい。

(事務局)

○文化観光スポーツ部が主体となる取組

関係業界との意見交換会を踏まえた上での総務部との調整

○総務部が主体となる取組

導入検討中の市町村との調整、総務省との事前協議、条例制定

※いずれの取組も、両部に関連することから連携して取り組んでまいります。

※新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、実施計画の変更を検討する必要があります。

(三刀屋淳委員)

「観光振興を目的とする新税の導入について、可能な方策を検討し、その実現に向けて取り組みます。」とのことですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、検討の前提が異なってきており、推進状況を「○順調」としておくことで問題はないのですか。

(事務局)

推進状況は昨年度までの取組についての評価になっております。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、スケジュールに沿った取組が困難となっていることから、今後の評価において変動があると考えております。

今後は、導入の時期について沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握しながら検討するとともに、特別徴収義務者となる業界団体の理解を得られるよう、免税点の設定等の見直しについて関係部局等と適宜調整を行ってまいります。

(平良珠代委員)

「特別徴収」であることから徴収義務者である業界団体の徴収事務負担を軽減する措置が必要である。

(事務局)

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会提言の際に「徴収義務の簡素化を図ること」が留意事項として示されております。

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合には、申告納入期限の特例（通常は毎月申告、特例を受けると年4回）を設けるなどの軽減措置を講ずることを検討しております。

なお、税の賦課徴収の円滑な運営、納期内の納入確保の観点から、特別徴収義務者が行う徴税事務に対して一定の報償金を支払うことを予定しております。

(平良珠代委員)

納税者となるであろう観光客に対しても周知徹底が必要。導入までに何度も各マスコミを通じて、誰にでもわかりやすい形で新税の意義目的を伝えていくことが必要である。

(事務局)

導入に当たっては、観光関係者や観光客、県民の理解を得ることが重要であると考えており、令和元年度には検討委員会からの提言等の内容について圏域別の説明会を行いました。

新型コロナウイルス感染症拡大により観光産業は多大な影響を受けており、令和3年度までの導入を目指していた時期と比べ、全く異なる状況となっております。

今後は、導入の時期について沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握しながら検討するとともに、必要な周知期間を確保しつつ、県HPや広報媒体等を活用し周知を図ってまいります。

○実施項目25「県単補助金の見直し」について

(佐藤学会長)

成果指標によると、目標値には達していないものの、一定の実績が上がっていることが分かります。一方、この管理表では分からないのが、「終期設定のない県単補助金」が全部で何件あるのか、終期設定以外の補助金廃止という道筋はないのか（廃止は全て終期設定によるようです）、縮小も含めて、どのような「検証」が行われているか、という点です。活動指標に、これらが分かるような工夫をして頂きたいと思っております。

(事務局)

県単補助金の見直しについては、平成29年度に605件の補助金等について検証を行い、「廃止」、「終期設定」、「縮小」及び「現行」と整理したところです。平成29年度限りで31件の補助金等を廃止し、終期設定及び縮小と区分した補助金等については、

後年度の予算編成において当該年度を終期として設定した補助金等の廃止に加えて、事業の進捗状況に応じて終期設定を前倒しで廃止等の対応をしております。なお、「終期設定のない県単補助金」は、510件となっております。ご指摘を踏まえ、わかりやすい報告となるよう検討していきます。

○実施項目26「県有財産の総合的な利活用の推進」について

(三刀屋淳委員)

統一的な基準に基づき整備された固定資産台帳の活用方法について平成30年度、令和元年度の懇話会で回答がありました。その後の検討経過についてご説明ください。

(事務局)

県では、令和3年度に「沖縄県公共施設等総合管理計画」を改訂し、今後10年間の中長期的な維持管理・更新等の経費の見込みを算出し、トータルコストの縮減・平準化に関する数値目標を設定することとしています。

改訂に際しては、全ての施設について、固定資産台帳の取得価額、耐用年数データを活用し、耐用年数終了時に施設を更新した場合の施設更新必要額の推計と、個別施設計画から算出する維持管理・更新等の経費の見込みを比較・検証することにより、計画の目的である公共施設に係るトータルコストの縮減・平準化に関する数値目標を設定することとしています。

○実施項目27「県立病院の経営安定化」について

(三刀屋淳委員)

評価の中で、『診療収入の増加に伴う材料費、新八重山病院関係の減価償却費、消費税率の引き上げに伴う影響等で費用が大きく収益・資金の確保には至らなかった。』と説明があるが、新病院の減価償却費増は別として、材料費増と仮払消費税の増加により収益・資金の確保に至らないという理由が分かりません。また、今後の方向性及び改善策ではCOVID-19の影響による医療の安定供給のための必要な情報共有と支援体制の強化についてのみ言及されていて、推進状況が「△やや遅れ」に対する改善策にはなっていないと見受けられます。

(事務局)

記述内容の意図としては、医療提供に要する薬品や診療材料の調達には当然のことながら仮払い消費税が生じていますが、社会保険診療は非課税であるため、仮払い消費税をサービスの最終消費者である患者に転嫁することができず、控除対象外消費税として病院が負担している状況があり、これを資金の確保に至らなかった理由として挙げたものです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、病院経営を取り巻く環境が大きく変化し、今後も経営面に多大な影響を生じるさせることが懸念されますが、厚生

労働省が発出する新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取り扱いに関する通知等に基づき、適切な診療報酬請求・令和2年度診療報酬改定に対応した新たな施設基準・管理加算等の取得による収益の確保及び材料費や経費等の縮減に取り組みつつ、国から打ち出される財政支援も活用し、経営の維持・改善に取り組みます。

(高宮城克委員)

収益の確保に取り組んでいると思いますが、現在新型コロナウイルス感染者の増加により医療機関等は逼迫しているところであり収益の増も重要課題ではありますが、現場の医師や看護師、また入院患者等の身体や精神のケアの対応も重視する必要があると思いますのでその対応も必要と考えます

(事務局)

県立病院では、通常から職員のメンタルの異変に迅速に気づき、対応するため精神科医師等で構成されるメンタルサポートチームを設置する等、職員のメンタルケアを重視して対応しています。

また、新型コロナウイルス感染症については、患者をある一定期間病棟に隔離する必要があるため、患者の精神的負担も大きいことから、安心して療養に専念できるような対応する職員を増やす等の対応を行っています。

なお、妊娠中の職員は新型コロナ感染症の対応から外す等の対応も実施しています。

(安里哲好委員)

県立病院の経営安定化はここ数年「やや遅れ」の状態が続いている。

県立病院は医療界、県民にとっても大切な病院である為、経営安定化を図っていただくとともに、引き続き救急医療、周産期医療、離島医療等にご尽力いただきたい。

(事務局)

県立病院は、公的病院としての役割を踏まえ、救急医療の実施、高度特殊医療の実施、小児周産期医療の実施、災害時医療、感染症医療の実施、離島・へき地医療の確保、医療従事者の養成研修など、医療提供体制の充実に今後も努めていきます。

○実施項目29「使用料及び手数料の見直し」について

(佐藤学会長)

成果指標が、「見直し作業実施率 100%」となっておりますが、実績値・目標値100%の連続では、進捗状況を測ることになりません。見直し件数、あるいは、改定件数を示した方が、県民にとって身近な項目ですので、分かり易いように思います。財政課のPDFを見れば分かるでしょう、ということではないのです。

(事務局)

使用料及び手数料については、「受益者負担の原則」及び「負担の公平性」を踏まえ、前回見直しから3年以上経過したもの等について見直しを行い、設定しているところ です。

行政サービスの提供に要する経費をまかない、質の維持・向上を図るためには、不断の見直しを行うことがより重要であることから、作業実施率100%を目標としているところです。

なお、昨年度の懇話会においても同様のご趣旨のご意見をいただいたことから、今年度からは、実績欄に、見直し作業件数及び新規設定件数を記載し、県民に実施した内容がわかるよう見直したところであります。

○個別推進項目1「NPOと行政の協働の推進」について

○個別推進項目2「事業者等と行政の協働の推進」について

(川越雄一郎委員)

SDGs実施指針2019年改訂版では、推進のための主なステークホルダーの一つに協同組合を挙げ、「教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護など身近な課題」を解決する新しい公共と位置づけ、期待を込めています。

沖縄の生協として、こちらからの働きかけが少ないことを反省しているところですが、NPO・事業者等との協働の進み具合を教えてください。

NPOとの協働の進み具合について教えてください。

(事務局)

平成28年度から平成30年度におけるNPOと県との協働事業数については、それぞれ276件(7,091百万円)、331件(7,514百万円)、395件(7,165百万円)と年々増加傾向にあり、今後ともNPOとの協働の取組を進めていきたい。

(なお、令和元年度については、調査中。)

(事務局)

大学・企業等 61団体を「おきなわSDGsパートナー」として登録、SDGsの普及啓発を推進しています。

包括的連携協定は新たに2団体と締結しました。(現在、15件・18団体)

○その他

(大城郁寛委員)

業務のなかでやり方を変えるもの(行政改革)、それと注力の程度は変えるとしても業務のやり方に変更はないものがあると思います。コピペの原因は業務のやり方に変更がない項目も「行政改革」に載せているからではないかと推察されます。そのような項目は行政改革の運営プログラムからは外して、庁内で別途に達成度を評価しては如何でしょうか。

もし、行政改革に該当する項目でもコピペがみられるならば、下記の工夫をしては如何でしょうか。「運営プログラムの体系図」に重点実施項目の欄があります。そのなかで「確立」、「促進」、「推進」、「適正」、「効率的運営」、「整備」、「強化」といった抽象的なワードがありますが、各課においてその具体的な内容を明確にし、目標を

できるだけ数値化してみる努力をしては如何でしょうか。そうすれば各年度の達成度が確認され、翌年度の実施計画に改善がみられるのではないのでしょうか。

(事務局)

令和2年度の実施計画が令和元年度の実施計画と同じ(いわゆる「コピペ」)である旨の指摘は、昨年度の懇話会でも指摘を頂いていたこともあり、事務局としても、いくつかの項目について、今回の進捗管理表の取りまとめに当たっては、担当課と工夫できないか調整させていただいたところです。

しかしながら、単年度の取組ではなく複数年、場合によっては本プログラムの全期間に渡り取組を行うことで、目標達成へ繋げるような項目もあり、やむを得ず前年度と同様な実施計画とせざるを得ないものがあります。

再度指摘を頂いたことから、より説明を工夫できないか検討するとともに、策定時に想定していなかった効果的な取組があれば、積極的に取り込み目標の早期発現に努めてまいります。

(三刀屋淳委員)

沖縄県行政運営プログラム推進管理表と財政情報(公会計情報)の関わりについて(全般的事項)

行政運営プログラム推進管理表の作成における県財政情報(公会計情報)の活用についての検討状況をご説明ください。

(事務局)

財政情報(公会計情報)については、①住民一人当たり資産額、②歳入額対資産比率、③有形固定資産原価償却率、④純資産比率、⑤住民一人当たり負債額、⑥基礎的財政収支、⑦住民一人当たり行政コスト、⑧受益者負担の割合について公表しております。

行政運営プログラムにおける進捗管理や成果指標の設定などに公会計情報の活用は行っておりません。

成果指標については、実施項目の達成状況を評価しやすいよう定量的に示したものですが、より分かりやすい新たな指標の提案があれば、設定の経緯を踏まえつつ、引き続き検討していきたいと考えております。

(富原加奈子委員)

内閣府発表の2020年4～6月期の国内総生産(GDP)は前期比年率27.8%縮小するなど、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ています。また治療薬や予防ワクチン開発も道半ばであり、県経済、県民生活へのさらなる影響拡大も心配されます。

このような中、本行政運営プログラムの実施期間は2018年4月～2022年3月と、実施期間20カ月を残しています。(令和2年7月時点)

新型コロナウイルス感染症により、プログラム策定時とは、大きく外部環境が変化してしまい、これに対応すべく、本プログラムについても、予定通りで推進するもの、施策の変更や中止が必要なもの、実施期間を短縮し、短期間で達成しなければならな

いもの等、見直しの必要が出てきているのではないかと思います。

また、このような非常時においては、関係者が一丸となり理解を深め、大胆な改革を推進していくチャンスともとらえられるのではないかと思います。

沖縄県としては、本プログラムについて、今後どのような検証、対応をしていく予定かをお聞かせください。

(事 務 局)

今年度は、県民及び県民生活への影響が大きい新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組みは重要な取り組みと考え、本プログラムの令和2年度実施計画に追記しました。主な取り組みは、テレワーク用端末の追加調達、感染症拡大の場合における業務継続計画の見直しなどがあります。

現在のプログラムの実施項目については策定時のままとしますが、社会状況や県民ニーズを踏まえ、各実施項目の取組項目において計画の追加や前倒しを行いたいと考えております。

次期プログラムの策定時には、社会状況の変化に応じた実施内容、目標設定等の変更の仕組みについて検討したいと思います。